【2026年11月4日発行】
==========
■ 人事労務マガジン／定例第193号 ■
==========

【目次】
1.「生涯現役地域づくり環境整備事業情報交換会」を11月17日に開催します
2.「労使関係セミナーin松山」の参加者募集中
3.11月26日開催「あなたのリスキリングアクション キックオフフォーラム 2026」の参加者募集中
4.11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です
5.自営型テレワークの仕事を注文する方や仲介事業を行う皆さまへ 「HOME WORKERS WEB」をご活用ください
6. 11月「仕事と育児・仕事と介護の両立支援に関するセミナー」のご案内
7.働き方改革推進支援助成金の交付申請期限が迫っています
8.中小企業事業者の皆さまへ エイジフレンドリー補助金の申請受け付けはまもなく終了します
9.11月は「過労死等防止啓発月間」です
10.「過重労働解消のためのセミナー」参加者募集
11.「採用を成功させる ハローワーク徹底活用セミナー」開催のお知らせ【再掲】
12.事業主の皆さまへ「教育訓練休暇給付金」のご案内【再掲】
13.第3回ろうきょうオンラインセミナーを11月11日に開催します【再掲】
14.女性の活躍推進に取り組むご担当者さまへ コンサルティング支援のご案内【再掲】
15.女性の健康課題や母性健康管理に関するオンデマンド研修会のご案内【再掲】
16.不妊治療と仕事との両立支援に関する研修会と個別相談会のご案内【再掲】
17.「仕事と育児・仕事と介護の両立支援」の個別支援が無料で受けられます

【トピック1】「生涯現役地域づくり環境整備事業情報交換会」を 11 月 17 日に開催します

厚生労働省では、地域における高年齢者等の雇用・就業機会の確保施策の一つとして、「生涯現役地域づくり環境整備事業」を実施しています。

このたび、環境整備事業を実施中の協議会における取り組みの質の向上や、広く情報を周知することなどを目的に、情報交換会を 11 月 17 日（火）に開催します。

情報交換会では、有識者による基調講演をはじめ、先進的な取り組み事例の発表や高年齢者等の雇用・就業に関するテーマについてディスカッションを行います。オンラインで参加できます。環境整備事業にご関心のある地方自治体や団体の皆さまはぜひご参加ください。

「生涯現役地域づくり環境整備事業」は、地方自治体が中心となって構成される協議会が、地域福祉や地方創生などの取り組みと連携し、地域における持続可能な高年齢者等の雇用・就業支援のモデルづくりに取り組む事業です。

また、地域の特色を生かした創意工夫のある取り組みを提案した協議会には、最大 3 年度間、国の事業として環境整備事業を委託します。地域の高年齢者等のニーズに合致した効果的な取り組みの構想をお持ちの場合は、管轄する地方自治体とご相談のうえ、厚生労働省または都道府県労働局にご連絡ください。

【申し込みはこちら】
令和 8 年度生涯現役地域づくり環境整備事業情報交換会申し込みフォーム
https://questant.jp/q/V54K3V33

生涯現役地域づくり環境整備事業
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29812.html

【トピック 2】「労使関係セミナーin 松山」の参加者募集中

中央労働委員会は、裁判例や労働法制に関する情報を広く発信し、労使紛争の未然防止や早期解決を図ることなどを目的として、11 月 17 日（火）、愛媛県・松山市で「労働委員会での事件解決～和解に至る道筋とは～」を開催予定です。【会場受講の場合は事前申し込み制・参加無料】

当日は、学識経験者による基調講演や公益・委員等によるディスカッションなどを行います。また、後日、基調講演のみ YouTube で配信予定です。

労使関係セミナー開催状況のご案内
https://www.mhlw.go.jp/churoi/roushi/index.html

【トピック 3】11 月 26 日開催「あなたのリスキリングアクション　キックオフフォーラム 2026」の参加者募集中

厚生労働省は、全世代型リ・スキリング国民運動の一環として、関係省庁連携の下、国民運動の熱量を高め、リ・スキリングの機運醸成を図り、労働者をはじめとする国民 1 人 1 人に対し、自ら希望するスキルアップを行う意欲、企業における人材育成に対する意識を高めていくことを目指し、参加型フォーラムを開催します。【事前申し込み制・参加無料】

※　全世代型リ・スキリング国民運動とは
労働生産性の向上、生涯を通じたキャリア形成や労働移動の円滑化を図るために、様々なレベルでの取り組みにより、全世代の国民に対してリ・スキリングの重要性や必要性の認知・理解を促進する運動です。

フォーラムでは、「ビリギャル」のモデルとなった小林さやかさんを講師に迎え、基調講演を行います。リ・スキリングを通じて新たな可能性を切り開くための考え方や実践事例を、企業事例紹介やパネルディスカッションを通じてご紹介します。

変化を前向きなチャンスとして捉え、次の一歩を踏み出すきっかけとなる内容です。皆さま、ぜひご参加ください。

・開催日時：11 月 26 日（木）13:00～18:15
・申し込み締め切り
会場は 11 月 19 日（木）、オンラインは 11 月 24 日（火）まで
・開催場所：九段会館テラス　コンファレンス＆バンケット
（東京都千代田区九段南 1-6-5）

【詳細・申し込みはこちら】
あなたのリスキリングアクション　キックオフフォーラム 2026
https://events.nikkei.co.jp/85427/

【トピック 4】11 月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です

厚生労働省、中小企業庁と公正取引委員会は、11 月を「しわ寄せ」防止キャンペーン月間と位置づけ、「しわ寄せ」防止に向けた集中的な周知・啓発に取り組んでいます。

「しわ寄せ」とは、大企業・委託事業者による長時間労働の削減などの取り組みが、取引先の中小事業者に対して適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などを生じることをいいます。

大企業・委託事業者と取引先中小事業者が共に発展していくためにも、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。

詳しくは、「しわ寄せ」防止特設サイトをご覧いただくか、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）にお問い合わせください。

「しわ寄せ」防止特設サイト
https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/

【トピック 5】自営型テレワークの仕事を注文する方や、仲介事業を行う皆さまへ「HOME WORKERS WEB」をご活用ください

「自営型テレワーク」とは、注文者から委託を受け、情報通信機器を活用して主として自宅などで、成果物の作成や役務の提供を行う就労をいいます。

時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であり、子育てや介護と仕事の両立に役立ちます。また、ワーク・ライフ・バランスの実現や、多様な人材の活躍にもつながります。

厚生労働省では、「HOME WORKERS WEB」を通じて、自営型テレワークの仕事を注文する方や仲介事業を行う皆さまに向けた情報提供を行っています。

総合支援サイトでは、自営型テレワークに関するトラブルを未然に防止するため、契約を締結する際に守るべきルールを定めた「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」について解説した動画などを掲載していますので、ぜひご活用ください。

自営型テレワークに関する総合支援サイト「HOME WORKERS WEB」
https://homeworkers.mhlw.go.jp/

【トピック 6】11 月「仕事と育児・仕事と介護の両立支援に関するセミナー」のご案内
会場での伴走型セミナーに加え、オンラインセミナーも随時開催します

本セミナーでは、改正育児・介護休業法に関する対応や、休業取得から復帰までの両立支援プラン策定などを無料で分かりやすく解説します。

また、伴走型セミナーでは、仕事と家庭の両立支援プランナーが個別にサポートし、セミナーを受講しながらご質問やご相談に応じます。セミナー内での疑問はもちろんのこと、各企業のお悩みにも対応します。
お近くの企業の皆さま、ぜひご利用ください。

※会場でのセミナーについては、定員に達した場合、期日前に申し込みを締め切る場合があります。

オンラインセミナーも随時開催しています。今後のさらなる男性の育児休業取得促進に向けた対応や、柔軟な働き方を実現するための対応、休業を取得しやすい職場の環境づくりについて分かりやすく解説します。
ぜひ、一度セミナーへご参加ください。

【開催日程と申し込み】
■【神戸市開催】仕事と育児・仕事と介護の両立支援セミナー伴走型
11 月 11 日(水) 12:45～15:25
会場:神戸国際会館 7 階 701 号室
第 1 部 「社員に選ばれる会社はここが違う」～仕事と育児を両立できる職場づくり～
第 2 部 「仕事か介護かを選ばせない」～従業員を離職させないために会社ができること～

https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/seminar-post/12231/

■【大阪キャリア形成リスキリング支援センター共催】仕事と育児の両立支援セミナー
11 月 12 日(木) 14:00～16:30
会場:大阪梅田ツインタワーズ・サウス 26 階 5 号室
第 1 部 大阪キャリア形成リスキリング支援センター 「女性が活躍できる組織とは？」～育児とキャリアの両立支援がもたらす組織力の向上～
第 2 部 育児・介護両立支援事務局 「社員に選ばれる会社はここが違う」～仕事と育児を両立できる職場づくり～ (伴走型)
https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/seminar-post/11972/

■【別府市開催】仕事と育児・仕事と介護の両立支援セミナー伴走型
11 月 19 日(木) 12:00～14:40
会場:亀の井ホテル 別府 2 階 高崎
第 1 部 「社員に選ばれる会社はここが違う」～仕事と育児を両立できる職場づくり～
第 2 部 「仕事か介護かを選ばせない」～従業員を離職させないために会社ができること～
https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/seminar-post/12055/

■【福岡キャリア形成リスキリング支援センター共催】仕事と育児の両立支援セミナー
11 月 20 日(金) 10:50～13:00
会場:天神住友生命 FJ ビジネスセンター19F パソナ・福岡 研修室
第 1 部 福岡キャリア形成リスキリング支援センター 「女性のキャリアを支える職場づくり」
第 2 部 育児・介護両立支援事務局 「共働き・共育て時代の職場づくり」
※セミナーのみとなります
https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/seminar-post/12057/

■【高知市共催】仕事と育児・仕事と介護の両立支援セミナー伴走型
11 月 26 日(木) 11:30～14:05
会場:総合あんしんセンター 3 階 中会議室
第 1 部 「社員に選ばれる会社はここが違う」～仕事と育児を両立できる職場づくり～
第 2 部 「仕事か介護かを選ばせない」～従業員を離職させないために会社ができること～
https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/seminar-post/12233/

上記以外にも会場・オンラインセミナーを予定しています。
※詳細が決まり次第、下記の育児・介護両立支援事業ウェブサイトにてご案内します。
https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/host_seminar.html

【トピック 7】働き方改革推進支援助成金の交付申請期限が迫っています

生産性向上を通じて、労働時間短縮等の環境整備に取り組む中小事業主向けの助成金です。
申請をお考えの方は、お早めに、企業の所在地を管轄する都道府県労働局雇用環境・均等部（室）またはお近くの働き方改革推進支援センターにお問い合わせください。

※助成金の交付申請期限は 11 月 30 日（月）17 時まで
都道府県労働局雇用環境・均等部（室）必着

【詳細はこちら】
働き方改革推進支援助成金
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/index.html#h2_free3

【トピック 8】中小企業事業者の皆さまへ エイジフレンドリー補助金の申請受付はまもなく終了します

エイジフレンドリー補助金の申請期間は 11 月 20 日（金）（当日消印有効）です。

この補助金は、60 歳以上の労働者を雇用する中小企業事業者を対象とし、高年齢労働者の労働災害防止を目的とした設備改善や、専門家による指導を受けるための経費の一部を補助するものです。

本補助金の専門家総合対策コースについては、申請要件としてリスクアセスメントの実施が必要です。はじめてこの補助金を申請される方も無理なく書類を作成することができるよう、補助金ウェブサイトには、申請の参考となる簡易的なリスクアセスメントの様式や記載例、補助金申請時によくある間違いについて確認できるチェックリ

ストなどを掲載しています。【詳細はこちら】のリンクからご確認ください。

本年度は申請状況に余裕があります。申請を検討している事業者の皆さまは、この機会にぜひご活用ください。

【オンラインによる申請はこちら】
J グランツ（補助金電子申請システム）
https://www.jgrants-portal.go.jp/

【詳細はこちら】令和 8 年度エイジフレンドリー補助金
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09940.html

【お問い合わせ】
エイジフレンドリー補助金事務センター
TEL：03（6381）7507
受付時間：平日 10:00～12:00、13:00～15:00（12:00～13:00 の間は電話対応ができません）
土日祝休、8 月 10 日～8 月 14 日（夏季休暇）、12 月 29 日～1 月 3 日（年末年始）を除く

【トピック 9】11 月は「過労死等防止啓発月間」です
「過労死等防止対策推進シンポジウム」や「過重労働解消キャンペーン」を実施

「過労死等防止対策推進法」では、国民の皆さまに広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年 11 月を「過労死等防止啓発月間」と定めています。

国民一人ひとりが自身に関わる問題として過労死等とその防止に対する理解を深め、「過労死ゼロ」の社会を実現するために過労死等の防止に取り組むことが必要です。

「過労死等」とは、以下に当てはまる場合をいいます。
・業務における過重な負荷による脳血管疾患・心臓疾患を原因とする死亡
・業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡

・死亡には至らないが、これらの脳血管疾患・心臓疾患、精神障害

■過労死等防止対策推進シンポジウムを全国で開催
過労死等をなくすために、民間団体と連携して、11 月を中心に 47 都道府県 48 会場（東京は 2 会場）でシンポジウムを開催します。

このシンポジウムでは、専門家の講演や働きすぎや職場のハラスメント等によって心身の健康が損なわれることを防止するための対策等を紹介します。【事前申し込み制・参加無料】

また、インターネット会場では、厚生労働省、過労死を考える家族の会、過労死弁護団からのメッセージ動画や、メンタルヘルスの専門家等による講演動画を配信します。

【過労死等防止対策推進シンポジウム特設サイト】
https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/

【お問い合わせ】
株式会社プロセスユニーク（委託先）
TEL: 0570-036-222　※受付時間　9:00～17:30（月～金）

■過重労働解消キャンペーン
「過労死等防止啓発月間」中は、「過重労働解消キャンペーン」として、過重労働相談受付集中週間などの取り組みを行います。

11 月 1 日（日）～7 日（土）を過重労働相談受付集中週間とし、全国の都道府県労働局・労働基準監督署等の相談窓口で、労働相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けています。

また、11 月 7 日（土）には、電話による特別労働相談（過重労働解消相談ダイヤル）を実施します。当日は労働基準監督官が相談に対応します。
実施日時：令和 8 年 11 月 7 日（土）9:00～17:00
電話番号：0120（794）713（フリーダイヤル　なくしましょう　長い残業）

都道府県労働局・労働基準監督署の相談窓口でも労働相談を受け付けています。労働条件でお悩み等がありましたらお問い合わせください。

【最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署（平日 8:30～17:15）】

https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/

【労働条件相談ほっとライン(厚生労働省委託事業)】
平日夜間、土日・祝日に、労働条件に関する相談を無料で受け付けています。
TEL: 0120-811-610(はい！労働)
相談対応時間:月～金 17:00～22:00、土・日・祝日 9:00～21:00
https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/

【過重労働解消キャンペーン特設サイト】
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign_00004.html

【過労死等を防止するための事業主・労働者の取り組み、相談窓口、過労死等について】
過労死等防止に関する特設サイト
https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou roudou/roudoukijun/karoushizero/index.html

【トピック 10】「過重労働解消のためのセミナー」参加者募集 会場・オンラインで参加できます

過重労働の防止は、日々の労務管理の見直しから。
長時間労働の削減に向けた職場改善のポイントを、無料セミナーで学びませんか。

過重労働解消のためのセミナーでは、過重労働防止に関連する基本ルールや裁判例の解説、企業の事例紹介など、「実務的に使える知識」を社会保険労務士などの専門家が無料で解説します。

全国 47 か所の現地開催とオンライン開催の2通りから、ご都合に応じて選択できます。
なお、現地開催についてはオンラインでの参加も可能です。

また、特別企画として「業務効率化セミナー」をオンライン開催し、過重労働解消のための業務改善および具体的な業務効率化の検討事例等を分かりやすく説明します。

過重労働解消のためのセミナーと業務改善効率化セミナーは、経営者や人事労務担当者、管理職の皆さまをはじめ、どなたでも無料で参加できます。皆さまのご参加をお待ちしています。

【過重労働解消のためのセミナー】
開催期間：2026 年 10 月～2026 年 12 月
開催時間：現地開催・オンライン開催とも約 120～150 分（休憩 10 分）

【セミナー詳細・お申し込みはこちら】
令和 8 年度　過重労働解消のためのセミナー
https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou

【お問い合わせ】
厚生労働省委託事業「令和 8 年度就業環境整備・改善支援事業」事務局
運営会社：佐川印刷株式会社
TEL :050 - 5574 - 5071（受付／平日 9:00～17:00）

【トピック11】「採用を成功させる　ハローワーク徹底活用セミナー」開催のお知らせ【再掲】

「求人を出しても応募がない」、「同じような求人に見えるのに、他社は採用できるのはなぜ？」、そんなお悩みはありませんか？

厚生労働省では、求職者の心をつかむ求人票作成のコツや、ハローワークの求人者支援サービスの活用方法を学べるセミナーを開催します。【事前申し込み制・参加無料】

人材確保にお悩みの採用担当者さまはぜひご参加ください。

【詳細・申し込みはこちら】
採用を成功させる　ハローワーク徹底活用セミナー
https://helloworkseminar-kyujin.mhlw.go.jp/
※事業所所在地を管轄するハローワークのセミナーにお申し込みください。

【お問い合わせ】

厚生労働省委託事業「求人者支援セミナー」事務局
株式会社読売アルス A（委託先）
TEL：03-5226-9919（受付時間：平日 10 時～17 時）

【トピック12】事業主の皆さまへ「教育訓練休暇給付金」のご案内【再掲】

従業員が離職することなく、教育訓練に専念するため、自発的に休暇を取得して仕事から離れる場合、その休暇期間中の生活費を保障するため、失業給付（基本手当）に相当する給付として、賃金の一定割合を支給する国の制度です。

一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者が、就業規則等に定められた休暇制度に基づき、連続した 30 日以上の無給の教育訓練休暇を取得する場合、教育訓練休暇給付金の支給が受けられます。

■事業主側のメリット
・従業員が資格取得等に集中できるため、復職後のスキル向上が期待できます。
・給付金が支給されるため、従業員の生活不安を軽減しながら学び直しを支援できます。
・優秀な人材の確保や定着、エンゲージメント向上といった効果が期待できます。
・従業員の自発的なリスキリングを促進でき、組織全体の学習文化の醸成が期待できます。

従業員が教育訓練休暇給付金を利用するためには、事業主の皆さまに就業規則等を整備していただくとともに、教育訓練休暇を開始した際にハローワークで手続きを行う必要があります。
制度についてご確認をお願いします。

【詳細はこちら】
教育訓練休暇給付金
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koyouhoken/kyukakyufukin.html

【トピック 13】第 3 回ろうきょうオンラインセミナーを 11 月 11 日に開催します【再掲】

「労働者協同組合」（略称：ろうきょう）は、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して事業を行い、組合員自らがその事業に従事する法人制度です。
高齢者支援、店舗運営、配送、子ども支援、広告物や映像制作・イベント企画など、さまざまな事業分野で労働者協同組合を活用した多様な働き方が広がっています。また、副業・兼業や退職後の高齢期に生きがいを持って働く場としても活用されています。

厚生労働省では、今年度、労働者協同組合の活用をテーマに全 4 回のセミナーを開催しており、第 3 回セミナーでは、地域に必要な仕事やサービスの担い手として期待される労働者協同組合の実践を通じて、地域づくりの可能性を考えます。

島根県出雲市で草刈りや身近な困りごとに対応する事業を展開する事例、長野県山ノ内町でアジアの輸入食材を扱う店舗を運営しながら、外国人住民との共生や地域の活性化に取り組む事例をご紹介します。

また、経済産業省から、産業競争力強化法等の改正により創設された、地域の暮らしを支える「エッセンシャルサービス」に関する新たな支援制度についても解説します。

オンライン（Zoom）開催で全国どなたでも参加できます。【事前申し込み制・参加無料】

【開催日時】
11 月 11 日（水）14:00～16:00

【開催内容】
①労働者協同組合の概要
　・伏木 崇人（厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課　労働者協同組合業務室長）
②エッセンシャルサービス産業政策の概要
　・中野 剛志氏（経済産業省 経済産業政策局 地域経済産業政策統括調整官）
③基調講演
　「地域の暮らしを支える新たな選択肢 ～労働者協同組合で広がる小規模多機能モデル～」
　・講師：菰田 レエ也氏（鳥取大学地域学部 准教授）
④事例紹介
　・労働者協同組合スキマプレーヤーズ（島根県出雲市）
　・労働者協同組合ヤマコープ（長野県山ノ内町）
⑤パネルディスカッション

【詳細・お申し込み】
特設サイト「知りたい！労働者協同組合法」
https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp/forum/onlineseminar_202603
※申し込み締め切り：11 月 9 日（月）

【トピック 14】女性の活躍推進に取り組む皆さまへ コンサルティング支援のご案内【再掲】

厚生労働省は、特に中小企業の皆さまを対象として、女性活躍推進法の改正（令和 8 年 4 月施行）に伴い、常用労働者 101 人以上の企業に情報公表の義務が課された「男女間賃金差異」「女性管理職比率」の算出・分析のほか、一般事業主行動計画の策定、えるぼし認定の取得など、社内の状況に応じ、社会保険労務士等の専門家による無料コンサルティング支援を実施しています。社内の女性活躍推進のために、まずは相談からお気軽にご活用ください。

【詳細・お申し込み】
令和 8 年度民間企業における女性活躍促進事業　特設サイト
https://joseikatsuyaku.mhlw.go.jp/expert/

【コンサルティング支援の概要】
・費用：無料
・対象企業：業種・規模問わず募集
・実施期間：令和 9 年 2 月まで
・実施内容：1 企業に対して原則 3 回までのコンサルティングを実施（上限 4 回）。
・実施形式：企業への訪問またはオンライン

【お問い合わせ先】
「令和 8 年度民間企業における女性活躍促進事業」事務局
（委託先：株式会社三菱総合研究所　組織・人材戦略本部）
Mail：info-jyokatsu@mri.co.jp

【トピック 15】女性の健康課題や母性健康管理に関するオンデマンド研修会のご案内【再掲】

厚生労働省では、特に企業の人事労務担当者等を対象として、産婦人科医等による女性の健康支援の取り組みのポイントや、妊産婦の症状への措置事項等に関するオンデマンド研修を実施しています。
働く女性の健康支援の情報提供を行う「働く女性の心とからだの応援サイト」より受け付けを開始していますので、お気軽にお申し込みください。

【詳細・申し込みはこちら】
働く女性の心とからだの応援サイト
https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/kenshu2026/

【トピック 16】不妊治療と仕事との両立支援に関する研修会と個別相談会のご案内【再掲】

厚生労働省では、特に不妊治療と仕事との両立支援担当者等を対象として、不妊治療を受けやすい休暇制度・両立支援制度の紹介等を行うオンデマンド研修会や、社会保険労務士、産業医によるオンラインによる個別相談会を実施します。
特設サイトから受け付けを開始していますので、お気軽にお申し込みください。

【詳細・申し込みはこちら】
不妊治療を受けやすい休暇制度等環境整備推進事業特設サイト
https://funin-ryoritsu.mhlw.go.jp/

【トピック 17】「仕事と育児 ・仕事と介護の両立支援」個別支援が無料で受けられます 従業員からの育児休業取得や、突然の介護休業取得の申し出に備えましょう【再掲】

令和 7 年の改正法施行に伴い、企業には誰もが働きやすい職場の環境づくりが求められています。社会保険労務士や中小企業診断士などの資格を持つ仕事と家庭の両立支援プランナーが、法改正に沿った雇用管理や円滑な休業取得、職場復帰などについてアドバイスを行います。
ぜひこの機会に無料支援をご活用ください。

【中小企業育児・介護休業等推進支援事業】
・育児支援について
https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/lp/ikuji/

・介護支援について
https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/lp/kaigo/

【お問い合わせ】
育児・介護両立支援事務局（厚生労働省委託事業）
https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/
TEL：03-5542-1740

▽▼厚生労働省 SNS と WEB マガジンのご案内▲△

厚生労働省（広報室）では、5 つの公式 SNS アカウントと昨年新たに立ち上げた WEB マガジンを運用しています。
健康・医療、福祉・介護、雇用・労働、年金など、皆さまの暮らしを支えるさまざまな情報をお届けしているので、ぜひフォロー等お願いいたします。

【X】
https://x.com/mhlwitter

【Facebook】
https://www.facebook.com/mhlw.japan

【note】
https://mhlw-communication-gov.note.jp/

【YouTube】
https://www.youtube.com/user/MHLWchannel

【LINE】
https://lin.ee/K4aJjUi

【WEB マガジン】
https://www.mhlw.go.jp/web_magazine/